

平成23年第2回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成23年6月30日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 本巢市農業委員会委員の推薦
日程第4 議案第31号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
日程第5 発議第2号 外国資本による森林の買収問題に対する適切な対応を求める意見書について
日程第6 発議第3号 東日本大震災からの復興にむけ国民共有のビジョンの早期提示等を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
16番	大西徳三郎	17番	遠山利美
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	高橋卓郎
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	坂井嘉徳
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会			

事務局長 川村 登志幸

会計管理者 古田 浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 石川 博光

議会書記 安藤 正和

議会書記 五井 淳人

議会書記 臼田 慶生

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 江崎達己君と2番 鏑本規之君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第2、諸般の報告を行います。

私より報告をいたします。

それでは議長報告をさせていただきます。

今月、6月15日に、第87回全国市議長会定期総会が東京日比谷公会堂で開催され、出席をいたしましたので報告をいたします。

初めに、永年在職議員表彰があり、2,097名の表彰者報告がありました。本巣市議会では、一般表彰10年以上で、上谷政明議員・後藤壽太郎議員が表彰されました。

続いて、東日本大震災の被災地を代表して、仙台市議会議長が全国からの支援・激励に対し、お礼のあいさつがあり、会議に入りました。

一般事務及び会計の報告、七つの委員会からの報告があり、部会提出議案24件、会長提出議案6件の議案審議がありました。

特に、会長提出議案では、東日本大震災の復興や原子力発電事故の早期収束及び再発防止に関する各緊急決議を全会一致で採択をいたしました。

東日本大震災の決議では、被災者の救援及び生活再建、災害廃棄物等の処理、生活産業基盤の復旧、再建などなどを要請し、原発決議では、国が責任を持った事態の収束、周辺住民の健康管理対策に取り組み、調査の継続と結果の公開、徹底的な原因の究明と情報の開示、安全指針の見直しなどを求めた内容となっています。

以上、報告をいたします。

なお、総会等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局に保管をしてありますので、申し出てください。

以上でございます。

日程第3 本巢市農業委員会委員の推薦

○議長（道下和茂君）

日程第3、本巢市農業委員会委員の推薦を行います。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、農業委員会の所掌に属する事項について、学識経験を有する4人を推薦するものでございます。

お諮りします。委員は議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長より指名いたします。

本巢市農業委員会委員には、本巢市上真桑1720番地1、福田しげ子氏、本巢市七五三1065番地、大西由美子氏、本巢市文殊761番地1、富田義隆氏、本巢市根尾門脇226番地、島田克廣氏、以上の4人を指名します。

ただいまの指名に御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。農業委員会委員には、ただいまの4人を推薦することに決しました。

日程第4 議案第31号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第4、議案第31号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

〔挙手する者あり〕

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今、ただいま議題となりました一般会計補正予算について、修正の動議を出したいと思っております。

○議長（道下和茂君）

ただいま、動議が提出されました。この動議に賛成する方はおりますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

16番 大西徳三郎君から出されました、議案第31号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議は、所定の賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

なお、議会運営委員長に議会運営委員会を直ちに開催するよう、要請をいたします。

午前9時27分 休憩

午前9時41分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号 平成23年度本巣市一般会計補正予算（第1号）に対しては、16番 大西徳三郎君ほか2名から、お手元に配付しました修正案が提出されております。

本修正案について、提出者に説明を求めます。

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

それでは、説明を申し上げます。

私と若原議員、黒田議員3名の連名により、修正動議を出させていただきました。

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び本巣市議会会議規則第16条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたしました。

2枚目のほうを説明させていただきます。

議案第31号 平成23年度本巣市一般会計補正予算（第1号）の一部を、次のように修正をいたします。

土木費の都市計画費補正額500万円をゼロに、その500万円を予備費のほうへ、50万8,000円プラス500万円ということで、予備費のほうに550万8,000円ということになります。すなわち、合計は変わっておりません。また歳入についてもなぶっておりません。

つまり今回の補正予算について、ほかのところはすべていいわけですが、ここの都市計画費の500万円、これだけを予備費に回すということで、ほかのところはすべて認めるということで、ここを直すということになります。

3枚目については、その明細書が添付してあります。ごらんをいただきたいなと思います。また、説明ということで、なぜこのように修正をしてるかということです。この住宅リフォームに関する事案につきまして、昨年の12月議会において賛否が拮抗しましたが、可決をしたということは、我々も確認をし、認めております。

また、この住宅リフォームの案件につきましては、耐震補強工事、またバリアフリーを目的とした工事をもっと重視すべきではないかということがあります。また、東日本大震災の復旧・復興に資材を優先できるような考慮する必要があるのではないかと。また、東日本大震災が起き、住宅資材が不足し、物価も高騰しておるということも考慮するべきではないか。このようなときに震災に遭っていないところにおきましては、自粛をすることが妥当ではないかということになります。

また、このような住宅リフォームの案件につきましては、市民にもっと十分な周知期間を設けるべきではないか。また、周知されない新規事業は、市民にとってはちょっと不公平が生じるのではないかと。また、そのようなことを全体に勘案し、住宅リフォーム助成事業は経済状況をかんがみ、平成24年度から事業の開始をすることを提案をいたします。

そのような説明で、この予算の修正ということで、動議を出させていただきました。以上です。

○議長（道下和茂君）

これより本修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

高田文一君。

○6番（高田文一君）

今見せてもらったんで的を射てる質問になるかどうかわかりません。お聞きをいたします。

それで最後の説明書を見せていただきますと、いわゆるその今回補正で計上してあります500万円のリフォームの助成金をゼロにし、その500万円を予備費へ組みかえるということなんです。今、説明の中で、なぜ予備費へ入れられるのかという一つの疑問と、今、説明の中で、耐震補強とかバリアフリーとか、あるいは東日本へ資材へ計上したらどうだという説明があったわけなんです。そういう目的をお持ちであれば、既存の款項目の中に改めてそういう500万円を計上されると、よりわかりやすく意味が通じるのではないかなというふうに私は思っています。

なぜなら予備費というのは、本来、予備費を使う場合は、あらかじめわからない、わかってないような事業が生じたときに予備費を利用するのが原則だと思うんですね。そういうことで、そこへ納めてしまわれた、言葉は適切かどうかわかりませんが、予備費へとりあえず入れられるというお考えなんです。そのことと、今言われるような既存の款項目の中へ、例えば耐震補強であり、東日本に対する資材云々といえつか説明がございましたが、そういう計上ができれば計上されたほうがいいのかというふうに思いますが、御説明があればよろしくお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今質問を受けましたけど、その500万円というのを、先ほど最後に言いましたけど、来年の4月1日からすべきであるということで、本来ならもう凍結しほうがいいのではないかと、予備費へ回したということで、先ほど、今言われました耐震のほうどうのこうの、そのようなことは、そのような事業は行っておりますので、事業も行っておりますので、そこで今年度についてはそういうことで対応ができるのではないかと、そのようなふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

もう一つお尋ねいたしますが、市民への周知云々とかいう話と、12月の請願については可決に承知をしておられるということでございまして、私もそうだと思うんですね、議会だよりの29号でしたか、29号のこのぱっと開いたところに、請願採択される、賛成多数でと、ぱっと出ていますので、周知をという意味では、まあまあそれは議会だよりの中でできてるということと、請願を採択をさ

れたんやけども、今、説明があったような理由で、今回は執行しないというところをもう少し説明いただければと思います。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

去年の12月の議会において可決して、それが議会だよりで周知されたということですが、今回この住宅リフォーム事業を、この6月議会に上程して、これからやりますよという、きょう、可決されればやりますよということになりますけど、しかし、その12月の議会だよりで周知したということと、今回の周知したことは、またがらっと違うと思うんですね。

だから、先ほども言いましたけど、12月の議会のときに拮抗して可決したということは、我々も議会制民主主義ということで十分承知しております。それですべて反対するということではなく、承知して、今回のこの事業につきましては、市民にもっと十分にPRし、周知徹底を図って、市民の不平等にならないように、来年の4月からでいいのではないかと、そういう趣旨のことです。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点だけ伺っておきますけども、この住宅リフォームの助成制度の目的は何だと考えておられますか。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

執行部の説明を受けておりますけれど、執行部の説明によると、今のこの経済状況が非常に疲弊しておると。それに対し、この住宅リフォーム事業を興すことによって、それを少しでも改善したいという説明だと思います。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それならば、補正予算で一刻も早くやるということに、なぜ異議が出てくるのか、とても理解できません。よその自治体見ても、当初予算で始めたところもありますし、まさに1月からやり始めたところ、補正予算で始めたところ、さまざまなやり方でやっています。それとの状況の中で

一刻も早く経済効果を上げる。特に岐阜県については震災があろうとなかろうと、全体的に景気が若干上向いたときでも岐阜県はまだなかなかという状況の中で、少しでも早く景気回復、あるいは経済効果があらわれるようなことをやるというのが我々の責務ではないでしょうか。24年度に延ばす理由がどこにあるのか。今やると不公平というような言われ方をされたけれども、今やると不公平、来年の4月やったら不公平でなくなるという意味は、とてもわかりませんが、どうでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

先ほど言いましたのは、執行部のほうの説明であって、疲弊したことで、経済を活性化するためにやるということをおっしゃっていますが、我々としては本当にこのことが経済活性化になるのか、またこれら住宅関係のことですけど、まだほかに例えば住宅、自動車関係とか、いろんな産業とか、仕事ありますわね。ほんなら、その人たちに、ほんならどのようにこれから手当をするのか、そういうことも本当に考えなければ、本当に平等というか、公正というか、その辺が保てるのかなと、そういうこともあって、どうもこれにはもう少し時間を置いて、十分検討して周知徹底したほうがいいのではないかと、そう思います。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

3回目ですのでこれで終わりますけれども、先ほど、どういうこの目的が何だと聞いたときに、執行部の説明によるとこうですよと言ったということは、そのことを説明されたということは、あなたもそういうふうに認識してるというふうに私は当然理解して、その次の質問をしたわけですが、それと全く認識が違うということであれば、最初からそれを言って、経済効果がないと思うから反対なんだというふうに、はっきり言われたらどうなんでしょう。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

全く効果がないということは思いません。全く効果がないということはないですけど、先ほど言いましたように、いろんな業種があって、いろんな仕事に携わってみると。そうした人たちすべてを見るために、どのようにしたらいいかということを考えると、やっぱりこれが本当にいいのかなど。しかし、これを一応可決しておりますので、すべてを否定しておるわけではありません。だから、もっと周知徹底をして、市民の皆さんにわかっていただいてからやったらどうだと、そういう考え方です。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

今、先輩議員の方からいろんな御意見が出ましたので、私もわからない範囲内の中でお聞きをしたいと思っております。

今回、五百数万円というものが補正のほうに回る、補助金のほうに回るよというようなことなんですけれども、この中において、今、先輩議員の方たち、また説明の方から、住宅リフォームの助成金ということで説明を求め、また説明をされたと思うんですけれども、この住宅リフォームのことに關しての五百云万円ということになるかと思うんですけれども、話の中で聞いてみるとですね。

私が思うに、この住宅リフォームのことに關しては、先ほども述べられておったと思うんですけれども、行政のほうからいろんな対象、目的等の御説明があったかと思っております。それをいろいろと見た中において、私なりに解釈をさせてもらうとするなら、まだそのルールそのものがきちんと整備されていないように思っております。また、対象となる人たちが、どこまでかということもよくわかっていない中において、500万円の計上がなされたということなんですけれども、提案者としては、この住宅リフォームの中において、どの部分とどの部分と、どういうものがいけないところがあって、そしてこことここが不自然であるというようなことが述べられて、そして、その中でこういう理由によって、その部分を補正のほうにですか、予備費のほうに回すというような修正案だとかというふうに聞いておるんですけれども、そういうふうな解釈でいいんですか。それを伺ってからもう一遍、改めて質問をいたします。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

このような新しい事業におきましては、先ほどからも言っておりますけれども、議会の議決がもちろんあって、当然出てきておるわけですけど、このような新しい事業においては、やっぱり4月1日から、すなわち3月議会に出されて、それを我々認めて4月1日から行うのが一番いい形ではないかと。

先ほどもちょっと話がありましたけれども、いつからでも出てすぐに対応するという、そういう問題ではないのではないかと。やっぱり我々としては、4月1日から始めるのが、新しい新規事業の取り組みが一番いいのではないかと、そのようなことも思っておりますし、我々、産業建設委員会でいろいろ質疑しておいて、執行部の説明がありましたけど、先ほど鵜飼議員からの話もありましたけど、執行部としては経済の活性化と言っておりますけれども、経済の活性化を規制するわけではありませんけど、この住宅リフォームでそれが本当に経済の活性化につながるのかと、いろんな

産業、いろんな事業、仕事をされておるのに、これだけの一つをとらえてやっていくのが本当に市民のための公正・平等ということでもいいのかと、そういうようなことも全体を含めて、やっぱりこれは4月から始める。だから、来年の4月から始めたほうがいいのではないかと。だから、この500万円を予備費に入れて凍結するという、凍結ということは言うておりませんが、予備費へ入れてはどうかと、そういう判断であります。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

私、基本的には住宅リフォームは賛成なんですね。ルール、その他もろもろ、内容の運用の仕方においてはそれぞれの考え方がありますから、100%賛同するわけにはいきませんが、基本的には賛成なんです。

その中で、あえてお聞きをいたしますけれども、確かに言われるとおり3月議会で議員としての賛成多数があったかと思うんですね。それで6月の今予算に補正という形で出てきています。その中において、私たちに説明は1回あったかと思っております、全協の中でですね。その中で説明をもらったこの資料を見ますと、住宅を持っておる人に住宅リフォームですから、住宅を持っておる人に対する補助事業ということなんですね。

簡単にわかりやすく言うと、うちをリフォームしたときに10%の面倒を見ますよということなんです。そうすると、説明の中にはアパートに住んでおる、アパートは直せるのかということなんですね。個人的に聞いてみたところ、アパートはだめですよというような御説明がありました。そうすると、アパートに住んでいる人も、私みたいに自分でうちを持っている人も、同じように税金を払ってるんですね。税を払っておるといって、これは国民の義務なわけですから、当然税を払っていますよと。そうすると、税を払っているという人が、同じ資格の中においてリフォームをしたときに、補助金がもらえるならいいんですけども、アパートに住んでおる人は補助金がもらえないとなると、ちょっと不公平じゃないんですかと、同じ要するに生活のパターンとして、そこに住んでおる人は、おかしいんじゃないですかということ、これを担当しておられる職員の方にお聞きをしたんですね。そしたら、アパートの人は、固定資産税を払っていないから、対象に値しないのではないですかというような回答があったわけなんです。これは個人的な職員同士の会話ですから、と私の会話ですから、正式の場ではないですけども、そういうような話、そうするとそれに対して、おかしいんじゃないかなという気も私もしてるわけなんですね。ですから、執行部の人たちが説明をした中においては、いろいろとルール、運用に対しては、確かに不首尾なところはあろうかと思っております。

また、この説明の中に、私は経済効果がどの程度あるんですかということに対して、試算はしてありますかとお尋ねをしたところ、何らないという回答だったと記憶しております。そうすると、500万円からの予算を組んで、対象の人たちに物事をなして、今、説明の中にあつた中において、

ある程度の経済効果は見込めるであろうという御発言がありましたけれども、何を根拠に、ある程度の経済的効果があるのかということになるかと思うんですね。

そういうようなことを含めた段階の中において、確かにいろんな問題、この制度そのものに対しての問題はあるかと思うんですね。そういうことを踏まえた中で、この案に対しての修正動議を出されたのか、いま一度お伺いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今、長々と質問いただきましたけれども、我々あんまりアパートとか、そのようなことまでは踏み込んでおりませんし、税のことというのは我々の範囲外ですし、いずれにしても経済効果があるかないかと言われて、全くないということはないと思いますので、ある程度の効果はあると思いますけれども、しかし、先ほどから何遍も言っておりますけど、今のこの時期だからこの住宅リフォーム事業をやるという執行部の説明ですけど、どうせやるんだったら4月初めからやってほしいし、もっといろんな業種の人も見えると、そっちのほうまで目を光を当てるということになる、また大変なことだし、そのようなことができるのかどうか。また、執行部の説明の資料、A4の紙1枚ですけど、また本当に十分我々としてはすべて理解できないわけですね、いつから始めるかわからない、いつまでに終わるのか、部長の答弁によりますと、単年度、単年度、毎年毎年ということに言っておりますけど、この事業を本当に執行部もどのようにとらえるか、非常にまた正確な説明というか、こうだという説明はまだまだなかったのではないかと、また、そのようなこともあり、先ほどから何遍も繰り返しておりますけど、我々としては来年の4月から始めるのがベストであると、そのような見解であります。

○議長（道下和茂君）

ほかに。

[挙手する者あり]

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

3回目ですので、最後お伺いをいたします。

その中において、御説明の中において、どうして6月の補正で組んできたのか、4月、年度年度でやるべきではないかというような発言というかな、質問が先輩議員からありました。私もそのことについて少しお伺いをいたします。

なぜ3月議会で賛成多数で物事がなしたよと、それで6月で補正で組んできましたよ、このリフォームね。

[発言する者あり]

ああ、12月か、ごめんごめん。それで組んできましたよという中において、どうして、それじゃ

あ逆に言うと3月議会の本議会、3月の本予算のときに、この住宅リフォームを出してこなかったのかなというほうの一つの疑問と、それから6月議会にどうして出してきたのかなという一つの疑問が沸いてくるんですね。いろんな知恵貸してくれますから大いに教えてください。

そういう中において、提案者である先輩、大西議員は、どうして6月議会に出してくることに、間違いがあるのかと、不平があるのかと、不満があるのかということをも1点。私も正直なことを言っていて、こういう制度をきちんとする場合、市民の人にこれこれこういうふうなということで、こういうことで補助金がいただけますよと、助成金がいただけますよということは、長いある程度の時間を持って、市民の人たちに告知をして、承知をしてもらった中において、施行していくのがいいではないかという考え方をしております。

ですけれども、今回の行政のほうの説明、執行部の説明ですと、今予算、今議会の中で説明がなされて、出てきてから説明がなされたんですね。当然一般の市民の方たちは、そういうことを知らない。知らない中で出てきて、それをすぐに認めよと、またルールもきちんと定められていない節がある中で、補正が組まれてきたということにおいては、私自身も少し不同意なところもあります。ですが、あえて修正動議を出してまで、この予算を予備費のほうに回さなければいけない理由はどこにあるのか、いま一度お尋ねをします。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

前半の質問につきましては、これは執行部のほうが決められたことでありますので、執行部が答えることだと思いき、提案者が答えることではないと思っております。

去年の12月の議会で可決して、議会の決定を、それを執行部が3月の議会に出してくればよかったわけですが、それが6月に出されたということは私にもちょっとわかりません。

また、今回このように修正をしてまで、なぜ出すかということに質問ですけど、我々としては何遍も言っておりますけど、やっぱりこういう新規事業については、4月1日から始めるのがベストであると、その1点。また、そのような市民に対する平等・公正、そのようなこと。また、今の東日本の状況とか、そのようなことを踏まえて、来年の4月から始めるのがベストであると、そのような考えでここに修正動議を出しました。以上です。

○議長（道下和茂君）

これで本修正案に対する質疑を終わります。

これより本修正案に対する討論を行います。

本修正案に対する討論はありませんか。

[挙手する者あり]

後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

反対討論で。

○議長（道下和茂君）

修正案に対する討論です。

○14番（後藤壽太郎君）

反対討論をさせていただきます。

と申しますのは、今までいろいろ意見を出されましたが、この6月2日に発表があつて、3日に新聞に載った、そのときに住宅リフォームに対する500万円の予算をつけたということで、二、三電話がありました。今やっているんだけど、これにはつかんのかとか、それから幾らぐらいつくんかというふうで、なかなか周知徹底がされていないというふうなことも言われましたが、しかし、関心のある人は、もう6月3日に電話があつたり等々しております。そして、工務店さんのほうにも二、三聞いたんですが、いつから、また幾ら、何パーセントというふうなことも聞いておりました、今、リフォームするのを二、三の人が待ってみえるというふうなことも聞いております。

このように、この施策というのは、住民に対して大変よい施策、また本巣市の活性化においても大変いい施策だということを思っておりますので、この修正案に対しては反対をいたします。以上です。

○議長（道下和茂君）

ただいま本修正案に反対の発言がありました。

本修正案に賛成の発言はございますか。

[挙手する者あり]

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

ただいま修正案に対して反対の意見が出ましたので、賛成の意見をいたします。

今回の補正予算の中に住宅リフォーム助成金500万円が上がっておりますが、これについて地域の活性化を図るということで出されておりますが、徐々に全国にも広がっているのが事実でございます。ですが、反対されているところがあるのも事実でございます。

今の日本は3月11日に東日本大震災が発生し、想定外の津波と原発事故により、世界じゅうでも例がない甚大な被害を受けました。復興を世界じゅうが注目しています。被災してから110日以上たっていますが、いまだに復旧・復興の兆しが見えないところがあります。東北はこれから復旧・復興が始まりまして、私たちもこれからその支援をするということを誓ったところでございます。

建設資材の不足、値上がりが心配されますが、そこでそのことについて少し調べてみました。「東日本大震災」に関する建設資材情報（第11回）と書いてありますが、これは財団法人建設物価調査会災害復旧資材情報室というところが出しているんですが、平成23年6月22日までに収集した復旧工事に必要となる建設資材や、今回地震の影響により、需給動向等に大きな変化が見られた資材の状況をお知らせしますと。

その中に、ちょっとかいつまんで言いますと、足場資材ですね、リフォームするには外壁に足場

をかけなければできないという、この足場資材ですね。東北の被災地と、東北の被災地でないところですね、そこと中部地方の状況を言いますと、この資材は供給に先行きやや困難と、価格については先行きは強含みということは、値上がりするということなのですが、現在のところ、被災関連について若干の引き合いはあるものの、逼迫までは至っていないと。復旧工事が本格化するにつれ、需給も逼迫していくものと見られ、先行き強含み推移の公算が大きいと。資材が値上がりしてくるんじゃないかと。

それと、構造用の合板、これについても東北と関東、また中部において、入手が現在も先行きもやや困難ということになっております。価格についても、現時点では変わってないが、今後、東北、関東では値上がりが出てくるんじゃないかと、こんなようなふうに書いてあります。

それから普通合板も書いてありますし、屋根のリフォームとか、そういうところになりますと、ブルーシートが要るんですね。ブルーシートについても、今、現時点でもう入手困難と。価格については先行き強含みということは値上がりするということですね。引き続き、東北地方及び関東地区からの引き合いが多く、メーカーの在庫は底をついた状況、原油高による原材料の値上がりより、製品価格は先行き強含み推移の公算が大きいと、ブルーシートについてはかなり不足してくるんじゃないかと、こんなようなことでございます。

そういう面から考えまして、被災地のことを思うなら、やはりこの事業は、これリフォームを助成して、この地域にその建設資材を使っても、東北のほうには影響ないやろうというお考えもあるかもしれませんが、やはり東北支援のためには、ここはちょっと自粛したほうがいいんじゃないかと、こんなことを思います。

また、この事業は、業者から見れば、確かに仕事ができメリットがあるように思いますが、リフォームする側、いわゆる消費者は周知期間が短いため、十分な計画が立てられているかが疑問に思います。耐震補強工事、バリアフリーを絡めたリフォームをしていただくようにということで御説明もありましたが、やはりそれには事前の調査、診断が必要になってきますし、少しばかりのお金ではできないのが事実です。

リフォームにかかる金額、これはちょっと調べましたところ、システムキッチン交換にかかるのが約70万円から、家にもよりますが。

[発言する者あり]

[「黙っとれ。聞いとらええがな、黙って。いいかげんにしないかんよ、あんたら」と呼ぶ者あり]

トイレ増設及び交換に約40万円、浴室のユニットバスにすると、最低でも80万円以上かかる、LDKに間取りを変更するには100万円以上と、これざっと合計しましても300万円ぐらいかかるんですね。それにほかの、せっかくなら太陽光とか、高齢者の介護のためのリフォームも加えようかと思うと、四、五百万円かかって、200万円から700万円ぐらいかかるんじゃないかなと、そんな工事をするには、やはりリフォームするというのは、家は古いうちが多いと思います。

じゃあ、リフォームか建てかえかと迷う人もおられると思います。経済効果をねらい、いつとき

も早くと新規事業を急ぐ余り、そういう事業を始めますと、親切があだになりかねないと心配します。永遠に継続できる事業ならよいが、単年度、単年度といく事業ですと、いずれ廃止されるような事業になりかねないと、そんなことを思いまして、市民に十分周知期間を持って施行するのがよいと思います。

そんな理由で、今回修正動議に賛成いたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま賛成討論がございましたが、反対討論はございますか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の賛成討論を聞いておきますと、最後のところで少しだけ時期をもうちょっとずらしたらという言い方をされたけども、圧倒的な部分は住宅リフォームについては反対だというふうには聞こえないような内容でありました。

提案者については、24年度にしたほうがええんやないかということ进行全面に結構出されたというふうには聞こえました。ちょっと矛盾があるなということをおもいましたが、いずれにしても市長が議会の意思を尊重して出された。3月議会に出せなかったから反対だというのは全く筋違いだと言わざるを得ません。

理由を想像するに、12月議会で請願は採択をされた、それ以降もう予算編制に入っているという中で、3月議会には間に合わなかった。けれども、議会の意思を尊重して今回出されたということで、やっぱり議会としては歓迎すべきことだというふうに思っています。

この住宅リフォームの大きな目的は、やっぱり先ほどから申し上げておりますように、経済波及効果が大きいということが、どこでも言われています。東日本大震災の復興に国民全体が力を合わせて、全力で取り組むということは当然でありますけども、だから、そのほかの地域は疲弊してもいいというふうにはなりません。すべての地域が、やっぱり活性化する中でこそ、本当の復興に全力を上げることができる、相乗効果があるわけでありまして。そういったことから考えてみて、やっぱり今回の措置は本当に評価すべき内容だということで、この修正案については反対をいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の討論がございました。

賛成の討論はございますか。

[挙手する者あり]

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

ただいま議題となっております、この修正動議につきまして、私は賛成の立場から討論、賛成をさせていただきますと思います。

今それぞれ、いろんな先輩議員より賛成、反対の理由がありまして、意見が拮抗しておりますが、

私はこのたびの東日本大震災での被災者のことを思うと、どうしても今回のこの時期に、この助成制度に賛成することができません。このたびの震災に当たり、疲弊した現在の経済状況の中で、決して楽ではないであろう国民の多くが、義援金という形であれだけの浄財が集まり、海外からも同じ思いが届けられております。日本の全国民はもとより、世界じゅうの人々が一日も早い復旧・復興を願い、思いを寄せているさなか、今どうしてもこの助成制度が、この本巢市に必要なのでしょうか。

今、本巢市としてやるべきことは、たとえ柱1本、ベニヤ1枚でも被災地へ届けることのほうが大切だと私は思います。義援金を届け、支援物資も集め、ボランティア活動までも望んでいるこの本巢市民も同じ思いであり、決して今この助成制度を歓迎するものではないと思われま

す。よってこの修正動議に私は賛成をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はございますか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより本修正案を採決します。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、本修正案については否決をされました。

それでは、議案第31号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第1号）の原案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高田文一君。

○6番（高田文一君）

1点だけちょっとお聞きをしたいと思いますが、13ページの農地・水保全管理、この事業、いわゆる負担金でございますが、今回補正で新しい事業として補正をされています。説明もございましたけれども、かつて農地・水・環境という、環境は今度ないんですが、農地・水・環境というのが23年度の最終年度でしたが、5年の最終年度が終わる年だと思いましたが、それに変わるという意味ではなかったと思えますけれども、ざっとお聞きしたときには全く同じような事業内容ではないというふうには理解しておりますが、今回どのぐらいの団体が申請をされておられるのかということと、それからもう少し、もうちょっと私にわかるように、新しい事業について御説明いただきたいと思

います。以上、2点お願いします。

○議長（道下和茂君）

坂井産業建設部長

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

今回、この農地・水保全管理の関係で、補正をお願いをしておるものの御質問だと思いますが、非常にこの補助事業についての交付金制度、わかりづらい部分も多々ございます。現実的には当初予算に組み込んでいくということでございますが、御質問の中にもありましたように、今までこの対策ということで、環境が入った対策を23年度までの5年間ということで、現在、今年度も最終年度ということでやっております。その取り組みにつきましては、基本的にはその組織、40団体ございます。自治会はもう少し、これ関係自治会はふえるわけでございます。それから、さらに中山間地域の集落協定、これを結んでいるところが9ございます。そういうものが母体となって、23年度に終わる事業に、さらに5年間、これは1年重複しますが、23年度から新たな事業が国によって創設されたというものでございます。

それで、この予算書にございます名前的にはほとんど余り変わらない、この中で最後に書いてある環境というのが抜けたというだけの事業でございます。それで、現在、この事業につきましては、当初予算には詳細がわからなかったということで、現実的には急遽6月に国の内内示ということで5月に参りましたので計上させていただきました。大変おくれておると思いますが、そういう形で満額といいましょうか、前年度の予算の上程時期には、この規模というのが今年度まで行っている事業の2割相当額が内示される予定ということで、詳細がわからず、この2割を行政側から計上いたしておったものでございます。

したがって、この4月に詳細がわかりましたので、それをもとに5月2日に母体となるこの保全対策、それから中山間の集落、計49の集落について御説明会を5月2日に行っております。その結果、5月いっぱい、6月に補助申請が欲しいということでございますので、5月いっぱいまでに申請が行われたとことというのが17組織ございました。そういうことで、6月いっぱいには補助申請をしなきゃいけないということで、ここ1日のことになるわけですが、その中で基本的には予算の限度が全体の2割を切るという中で、御検討を願ったわけでございますが、各地域別では現在までは根尾地域が2団体で、それから本巣が2団体、糸貫が3団体、それから真正が2団体ということで、この申請のあった17団体で御理解をいただいて、これが23年度から新たに始まります対策に、補助対象になっていると、これは5年間でございます。

それから、この事業内容ですが、今までは集落ぐるみといいましょうか、補助団体ぐるみで環境保全ということで、主に草刈り、集落環境の周りの草刈りとか、土砂の清掃、そういうものが主体的に組む交付金事業となっておりますが、今回の新たなこの交付金事業では、向上活動支援交付金という副題がついておまして、どういうものが該当するかといえますと、簡単に申し上げますと、排水路等の舗装、ドア水路をU字溝に変えたり、あるいは舗装をすとか、樋門関係が古くなったということで、新にそれを新設したり修繕するというのがこの交付金の趣旨でございまして、今までと同じような計画で集落環境保全をしていくという制度は、23年度は若干交錯しますが、現実的にはこの対策ではとれていけないということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

2番 鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

一つお伺いをいたします。

都市計画の総務費の中に500万円というものがあって、その中に住宅リフォームに伴う助成金と、新規計上ということが計上されております。この中においては、住宅リフォームにかかわる費用が20万円以上の工事について10%、10万円を上限とするというようなことが書かれています。

そのことについては、全協の中で説明受けをしたんですけれども、またこういう資料もいただきました。この資料の中に、住宅に住民票がある、ああ、住宅じゃない、本巢市内にね、本巢市内に住居がある者、それで本巢市の住民票を持っておる者が所有する氏みずからが住んでいる住宅に対しての補助ですよということになると、このことについてお聞きをしたいんですけれども、3回しか聞けないということでしょう。

○議長（道下和茂君）

はい。

○2番（鏑本規之君）

ですので、まとめてちょこちょここと聞きますので、順次お答えをしてもらいたいんですけれども。

私の思いね、こういう説明の中を自分なりに判断をしてみますと、アパートに住んでいる人のリフォームにおいては、補助金の対象外ということになるんですね。そういうふうになったと、もしそうなったとしたときに、私の考え方としては、アパートを経営している人も住民に住んでもらうために家屋敷をつくるわけなんですね、アパートをつくる。当然そこには固定資産税が課せられて、その固定資産税は家賃という形で大家さんがいただいて、そのいただいた中から多分固定資産税をお支払いしていると思うんですね。ですからアパートに住んでいる人も、間接的に固定資産税を払っているのではないかと思う。で、私は自分でうちを持っている。私らうちを持っている者は固定資産税を払っている。

そうすると、対象外になる人にとっては、何か不公平感があるのではないかと。同じように本巢市に住居をして住民票もあって、そこで同じように生活をしている。ただ、その住んでいるところが、自分の名義か、大家さんの名義かの違いだけであって、お支払いしているものの中には、固定資産税が当然含まれているだろうと。反論もあろうかと思いますが、アパートを経営しなければ、アパートを建てる必要はないから、大家さんも。そうすれば、当然アパートは建たない、建たなければ固定資産税は入ってこないということになる。住居する人がいるからアパートとして建ててやっているということになれば、当然間接的ではあろうかと思うのですが、アパートに住んでいる人も対象外になるのはいかがかなという気がしております。そのことに関してどういうふうな

解釈なのか、それが1点。

それから、もう1点は、予算の中で組み込まれている500万円、先ほども先輩議員の中から、今、リフォームをやると手当がもらえるのかと、助成金がもらえるのかということが聞かれたよというようにお話がありましたけれども、現実的において、今、リフォームをしようと思っておる人、また、これからやろうと思っておる人の対象というものに対して、ある程度のルール、また、いつから施行する、また、どういうふうだということやいろんなことを含めた場合に、市民の方たちがそういう内容を知るすべが今のところないんですね。あくまでもお話であって、これもまだ決定していることではない。決定した後に、どのような期間を設けて、市民の人たちに告知をするのかを、とりあえずお聞きをいたします。

○議長（道下和茂君）

産業建設部長 坂井嘉徳君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

それでは1点目の、この受益にかかわるのが貸し家、アパート等の住民の福利厚生面、税を含めたものの中で、不合理性があるのではないかと御質問だろうというふうに思います。

今回のこのリフォームにつきましては、基本的に住民票が本巢市にあるというのは御理解いただけると、他町村に及ぶ必要はございませんので。それであとは、みずから住む住宅ということになっております。みずから住むということは、専用住宅のことを指しております、単純なことで住民票があっても、別荘等も入らないわけで、これはアパートと同じような解釈になろうかというふうに思います。

そこで永久的に活動される方が対象にしておるということだけでございまして、その後を住みきるとして借家については入れてないということでございます。どうしてそういう判断をしたのかということでございますが、やはり先ほども言いましたように、対納税ということになりますと、長く住んでもらえるような施設を、まずもって対象にしたということでございまして、特にこのアパート住民、あるいは借家の方、あるいはそのオーナーですね、その方を対象には特にしなかったということだけでございまして、直接住んで見える持ち家の方の古い住宅というのはたくさんございます。それを差し当たって、この対策の案に盛り込んだということでございます。

それから、例の500万円の関係でございしますが、要するにいつやって、いつPR期間があるかということでございますけれども、やはりこれは単純なことを申し上げまして、PR期間というのは、要綱等でこれを決めていくわけでございますが、施行の年度という、月日というのは。単純に予算計上してからしかPRは現実にはできません。全協等でお話をして、予算がないのに住民に補助を申し上げていくというのもなかなかできないということでございまして、一応要綱の施行も御承認いただければ、早速決裁をしたいということで、施行の時期につきましては8月1日からと、要するに御承認いただいて1カ月わずかで果たしてPR期間かどうかという議論になろうかと思いますが、基本的には非常に短い期間でございしますが、引き続きこれはPRはしていくわけでございます。

それでこれは一般的には広報とかホームページでやるというのがごく普通でございます。当然そ

これは、そういう媒体を使っていくということは常識的なことだろうと思いますが、その他、この住宅関連にかかわる業種の団体といますと、名前を申し上げるとするのはおかしいですが、商工会の建設部会、そういうものの会報でPRに努めていきたいということでございます。

なお、この過去にも申し上げたと思いますが、この要綱の期日ですが、基本的には年度、年度で更新をしていきたいということで、今年度この500万円につきましては基本的には今年度の3月31日ということで線を引いていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

単年度、単年度でやっていくという説明でしたけれども、できることなら10年、20年、100年と続けていってもらわなければ、やった人はもうけて、やらなかった人は損こいちゃうという話になってしまう。どこまで行ってもある程度は平等性を持ってやるべきであろうと思う。ですから、単年度で終わるといような政策ではないかと思っておるし、また単年度で終わらないようお願いはしておきたい。

それから、もう1点は、今の説明の中で、アパートに住んでおられる人は対象外である。別荘に住んでおられる人というのは、基本的には他市の人が多いかと思う。自分のうちがあって、またなおかつ別荘を持つという人は相当お金持ちであろうと思うから、そういう人にどうのこうのということまでは、私はどうのこうの言いませんけれども、今の説明の中に、アパートに住んでおられる人は対象外ということになると、非常に不公平感があるのではないかと、先ほども述べたような理由なんです。同じように住民税、県民税、市民税、すべてのものを払っている、たまたまうちを持っていなかっただけ。

また、このリフォームというものについての趣旨目的が、経済の活性化ということになる。改めての質問もその中に入りますけれども、地域の活性化を図るためには、より多くの人に利用してもらいべきであろうと思っています。当然アパートに住んでいる人たちが、ああ、本巢市は長いこと住んでいたけども、本当にいいところだなと、少しお金もたまつた。それじゃあ、本巢市に住居を構えようと言って、自分でおうちを建てられるようになっていただければ最高にいいことじゃないかと、そういうことは、悪いですけども、金の卵みたいな人を排除するような政策といふかな、考え方はいかがかなという気がします。

何となく、うちを持つと人は平均お金持ちという解釈が私たちあるんですね、私は特によそから来た人間ですから。そういう人に対しての、お金持ちに対して、うちを持っておるようなお金持ちに対しての優遇措置であって、今からうちをつくらうと思って一生懸命に努力しておって住んでおる人に対しての優遇がなされないというのは、どう見ても不公平感があるような気がいたしております。

それから、この制度の運用の中において、地域の活性化ということと、それから地域の人たちに

工事をしてもらおうという、そういう中において、請負業者は仮の話、私がやりましたと。ただし、私は電気屋ですから電気しかできませんよと。リフォームは壁をはがして、床もはがしてやるんですよといったときに、お大工さんを頼まないかんわけですね、請負業者は私ですから。下請業者をお大工さんに頼む、床を少しはつらないかなと思うと、また土建業者の人かな、建設業者の人にお願いをしなければいけない。私は本巣市の人をお願いをしなくて、他市の人をお願いをして、下請として来てもらって作業をしてもらおう。わかりやすい言葉で言うなら、請負金額が100万円だと、電気工事は5,000円だと。後のお金は全部他市の人がやったんですよと、また材料も他市から買ってきたとなったときに、本当に地域の活性化につながるのかという疑いを持ちます。

ですから、ルールの中において、施工業者が地元におる人だけでは難しいかと思う。その下に下請の業者も地元の人を使うべきというふうにつけ加えるなら、当然地域の活性化に大いに役に立つかと思うけれども、そういうようなルールづくりのお考えはあるか、2点お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

産業建設部長 坂井嘉徳君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

まず1点目の借家の件でございますが、単純なことを申し上げまして、会社であろうと、個人であろうと、その営業の範疇の補助をというふうには考えていないということございまして、先ほども申し上げましたように、みずから住める住宅で、みずからその住民が住んでおるといふ範疇にとどめたということで、御理解を賜りたいと思います。

あと2点目でございます。当然御存じのように、この建設関係というのは請負が多範囲に広がります。一番それが大きいのではないかとこのように考えております。土木工事とか、その他、サービス業いろいろございますけれども、自前で全部賄うというのは非常に特に難しい業種で、すそ野が広いと、したがって経済効果は高いということですが、やはり投資したものが2万円、3万円、ぐるぐる回っていくうちに、基本的には外に流れる金額のほうが多いんじゃないかという御指摘だろろうと思っておりますけれども、やはりこの制度をつくりに当たりまして、原則は市内の事業者に限るといふ縛りで、あとは野放しになっておるといふので、ちょっとそこら辺が薄いんじゃないかという御議論だろろうというふうに思いますが、やはりその取り決めというのは非常に難しい部門でございます。単純なことを申しますと、製品そのものを、極端なことを申し上げますと、どうも市内で賄えるものというのは限りなくほとんど少ない、合板関係がほとんどございませぬし、材木は基本的にはたくさん採れるわけですが、使われる可能性はリフォームには非常に少ないという中で、この孫請まで行きますとぐるぐる回るわけですが、回れば回るほど経済効果は高いわけですが、現実的にはその取り決めはされておるところは基本的にはない事業でございます。

したがって、私どもといたしましては、そこまでの締めつけが現実的にできるかどうかということ、この制度のすき間をねらっていくという形ですと非常に難しいわけございまして、差し当たって、これが最高というふうには考えてはおりませんが、現実的にはそういう問題が出た時点で、今後、対応したいと思っておりますが、他市等ではそこまでの取り決めはございませぬし、現実的にはやはり他

町村に流れるところで、単純なことを言いますと、他市町の事業者でもオーケーという行政体もご
ざいます。それはやはり一番問題は、やはり経済効果が本巢市は少ない事業主体が非常に多いとい
うことで、その元請さんがまずこの事業に携わっていただけるということでつくらせていただき
ましたので、細かい部分というのは、非常に解釈が難しい部分もございますので、御理解を賜りた
いと思います。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

あくまでもお聞きすることですので、お考えを伺っておるわけなんですけれども、アパートに住
んでおられる人に対する、何となく差別があるように思えて仕方ありません。私もアパートに住
んでいた経験者でありますので、このことを私と同じようにアパートに住んでおる人に説明は、私
としては非常にしにくい説明であったかなと思っております。

それからもう1点。最初の説明の中に、地域の活性化ということが大前提で、この予算が組まれ
ている。そうすると、今の話ですと、私が提起したことに対して、何ら否定をしていないし、また、
そうなっても仕方がないんですよというようなニュアンスにとれたんですね。間違っと思ったらごめ
んなさいよ。

そうすると、本巢市の市民が一生懸命払った税金ですね、それで行う事業が、趣旨の目的と反し
て、大半が他市に流れていってしまっただけでは、趣旨の目的が違うだろうと思うことと、それから、地
元の業者で大半のことはやれるんですね、材料は別としても。そうすれば地元の業者の人たちは、
利益になれば当然いろんな形で地元で税金が落ちるんですね、そうすると、使ったものが戻って
くるという、このシステムが一番大事かと思うんですね。

ですけれども今のあれですと、うちは減っていくばかりで、よそが太ってしまうような制度の
ような気がするんですね。ですから、そういうところも含めて、今後検討していただきたいかなと
思う。これ以上は言いませんけれども、何か説明があるならしてください。

○議長（道下和茂君）

産業建設部長 坂井嘉徳君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

要綱等にそういうものを書けるかどうかというのは非常に難しい部分がございます。先ほど答弁
のとおりでございますが、実際のところはその事業主等の説明においては、できるだけ地元の業者
さんを有効的に使っていただきたいというPRはさせていただきたいと、そういうことで取り組み
といたしましうかね、市内の業者の活性化を図るような取り組みは、これはPRの一つでございま
すので、そういう意味合いでなら十分させていただけると、御指示に沿ったような形で行けるとい
うふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（道下和茂君）

これで議案第31号に対する質疑は終わります。

これより議案第31号に対する討論を行います。

議案第31号に対する討論はありませんか。

[挙手する者あり]

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

先ほど修正動議に賛成した整合性から、また本定例会に提案された議案ということについてというのを前置きをさせていただきながら、ただいま議案となっております31号 平成23年度本巢市一般会計補正予算について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

当議案に際しましては、歳入歳出の総額は2,831万6,000円という比較的小規模な予算であります。歳出のうち都市計画総務費として、先ほどから話題となっております住宅リフォームに伴う助成金が500万円と、大きなウエートを占めております。

この住宅リフォーム助成金についてであります。説明によりますと、市内の民間住宅関連工事を市内工事業者を利用し、費用の一部を助成して居住環境の整備促進と、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

今定例会では議案が少ないこともあって、この住宅リフォーム制度につきまして、今日までインターネットを駆使いたしました。また勉強会なども開きながら、また関係の部署と意見交換も重ねてまいりましたが、今日に、今に至るまで賛成できる理由をどうしても見つけることができませんでした。

その理由についてでございますが、一つ目として効果の問題があります。この制度について調べてみますと、導入している市町村は、ことしの4月1日現在で全国ではたったの44市町村、県内においては8市町で行われております。効果について検証しようとしたんですが、県内におきましてはどこも昨年度からの施行が多く、確認をすることができませんでした。また、20年度からと比較的早期から施行しております多摩市では、これは個人が所有する住宅改修に対する補助金という趣旨を踏まえ、効果の問題とあわせ、評価委員会、いわゆる事業仕分けで廃止の検討がなされております。

本市に当てはめ考えてみましても、工事が市内業者に集まりやすいということは何とか考えられますが、従来規模の工場に対し助成がされるだけで、工事そのものの増にはつながらないのではないかという疑問があります。

また、今、質問にもありましたが、市内業者に限定をいたしましても、下請が市外であったり、資材調達も本市の規模では難しく、本市以外からの購入が多いことが予想をされます。さらに他市の例を見てみましても、仮に申請が予算を超えた場合、リフォーム予定者が来年度以降に先送りになれば、逆にその建築業そのものが停滞することも考えられます。

次に施行時期の問題でございますが、なぜ当初予算に計上しまして、4月1日からの施行としなかったのかという、緊急的な措置とも言える補正予算を組んでまで、なぜこの時期にやらなければ

ならないということが理解ができません。

市内の建築業界が不況によって廃業が多発するなど、状況が大きく変化しているならともかく、この時期にあえてやる理由がどうしても見当たりません。また、これから周知して行おうという中、途中からではこの制度を知っている人と知らない人では利用に差が出ますし、これまでその工事をした人は利用できないという不公平感があり、混乱することは明らかであります。仮にやるとしても、やっぱり十分な周知期間を図り、年度当初からの施行が当然ではないかと私は思います。

それと最後に情情的な問題がございます。そもそも住宅をリフォームをされるような方は、それなりに経済的余裕がある方で、すべての市民が同じ条件で補助が受けられるということに、私は違和感がございます。せめて所得制限を設けるとか、耐震補強や障がい者対象のバリアフリー等に特化し、他の効果目的も引き出すべきではないでしょうか。それに加え、本気でこの本来の目的とする経済活性を考えるのであれば、現金で還付するのではなく、例えば地域通貨なるものを発行、流通し、2倍、3倍の効果をもたらす工夫が必要であると思います。

そして、もう一つ、どうしてもこの制度に賛成できない大きな理由がございます。少し前、改築を予定している人からお聞きをいたしました。現在、東日本大震災の仮設住宅の建設や被災家屋の補修工事等の影響で資材が不足しており、資材価格が日々変動しておりまして、簡単に見積もりもできない状況にあるとのことでありました。さきに行いました一般質問においても、ほとんどの議員さんがこの震災問題を取り上げ、多くの議員が東日本の復興に対しての熱い思いを語っておられました。

我々、本巣市議会は、震災直後の3月定例会において、被災者への支援強化の決議までした被災地の復旧・復興を願う、熱い思いを持った議会であります。市長もこのさきの一般質問答弁におきまして、これからもできる限りの支援をしてきたいと答えられておられました。市域の経済活性を大義とするこの制度で、その効果を発揮させようとするならば、被災地の資材を奪い、復旧・復興を妨げることとなります。このような助成制度が大きなウエートを占める、この補正予算を私はどうしても認めることができません。

以上の理由を持って、この議題に対する反対の討論とさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしく御賢察の上、責任のある御判断を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま原案に反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

今、反対の討論がございましたので、賛成の討論をさせていただきます。

確かにこの制度そのものにおいてはいろいろな問題が含まれております。今、反対の討論の中において、東日本の災害において材料が集まらないとか、どうのこうの言っておりますけれども、今

の段階において、まだ死体の捜索が行われている段階においては、何ら復旧の工事がなされていない状況なんです。これが死体の捜索が終わって復興ができるようになる、今の状況では、まだ重機も何一つ起こすこともできないし、やることもできない中において、これが死体の捜査が終わりまして復興がゴーがかかれば、あの広い被災地の中において、復興の材料が足らなくなるのは目に見えてわかっております。

そういう中において、このリフォームという問題を考えたときに、本当に被災者のことを思っておるのかということも考えながら、私なりに討論をさせていただきますけれども、先ほどもいろいろな形で御説明を受けた中において、市民一人一人においての平等性、また、借家に住んでおる人に対しての不平等感というものも事実、私の中にある。そしてまたなおかつ、今、黒田議員がいろいろと述べていたように、全国の中において44市町村ですかね、しかないという中において、それを反対の理由に述べておられますけれども、私は本巢市は本巢市独自の考えでいいかと思っております。他市がやるから本巢市もやるではなくて、本巢市独自の考え方でいいかと思っておりますので、他市に対する云々は何ら問題にはなかろうかと思っております。

ただ、制度の中において、指摘の部分がたくさんあろうかと、問題点もたくさんあろうかと思っておりますが、あったとしても、この趣旨目的を達成するため、地域の活性化を図るため、地域の活性を持って、その活性の力を持って、また、被災者のほうに対してエネルギーを送り込むということも一つの手段だと思っておりますので、いろんな問題点はあろうかと思っておりますけれども、賛成とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はございますか。

[挙手する者あり]

中村重光君。

○10番（中村重光君）

私も先ほど動議について賛成をいたしました。そういう意味で、違った角度から反対討論とさせていただきます。

冒頭に住宅リフォームの助成金制度についての流れの総括をしてみたいと思います。本巢市においては、昨年12月議会において、住宅リフォーム制度の請願が提出をされました。……岐阜北民主商工会本巢支部、杉山友廣さんで、紹介議員は鶴飼議員でありました。

議会は産業建設委員会に付託され、協議をされました。その結果反対3名、継続審議1名、賛成者は1名で、その1名は議会運営委員長の後藤議員でございました。若原委員長は、今議会での採決についての賛否を問い、産業建設委員会としては否決と決定をされました。しかし、定例会最終日、委員長報告で請願については、採択しないとする委員会審査報告がなされるも、討論を経て、採決し、賛成9名、反対8名で可決されました。

私はこの結果を見て、驚きと怒りを覚えました。議会運営委員長及び運営委員4名も賛同し、請願書の取り扱いを委員会に付託した案件を、みずから委員会を否定する行為であったということで、

残念でなりません。ルール上、了とすることではありますが、私は議員間の信頼関係までほごにする重要な案件ではないというふうに考えております。

ただいま申し上げた状況の住宅リフォーム制度を今定例議会に案件として上程されたことに、いささか驚きと疑問を思うのであります。全員協議会で、坂井部長より提案説明を受けました。目的は、市内工事業者を利用し、住宅関連工事を行う。市民に対し費用の一部を助成し、あわせて住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ると説明をされました。私は、説明のとおりの方針を持って、目的どおり本巣市が活性化するとは、どう考えても思えません。大変失礼ではありますが、内容等がなく、予算の計上ありきで、中身の無い言葉を後から羅列した理念なき計画性のない予算だと、私は、私は判断を主張いたします。

私たちが高山市に研修に出向き、同案件を勉強してまいりました。高山市は商工課中心市街地活性化推進室を柱に設置し、事業の概要をしっかりと定め、目標に向かってしっかりとした移住促進事業補助金制度を確立しておりました。我が本巣市の提案、中身とは、問題にならない充実した制度でありました。私は本市の制度がよりよい内容、制度であれば、何党の案でも全面的に賛同したいと考えております。本巣市民が大変いい政策だなということで、議員も褒められる案件でありたいというふうに考えております。一部の業者だけが利益を得る提案は、議員としての責務を放棄したのと同じ、任されている以上、責任を全うしたいと考えております。

本巣市には多くの業界があります。今日、日本の経済不況の中で苦しみに耐えながら頑張っている多くの本巣市民が多数おられます。住宅関係者のみが潤う制度だけで、本巣市の経済の活性化にはならず、他業界の皆様方から要望、また一般質問等があれば、本巣市は予算化するのでしょうか。不況の中、頑張っている弱者、例えば低所得者、身体障がい者、独居者等々の皆さんが政治の助けを今待っております。本巣市民も数多く不況で政治の助けることを待っておられる方が、市長、実は多くおられるということ、我々議員も執行部も忘れてはなりません。

最後になりましたが、実は参考に申し上げておきます。私、実は自宅のリフォームを考えておりました。実は5月の中旬に2通の見積書をとりました。1通は応接間とキッチンのリフォーム、もう1通はかわらのふきかえでございました。そこで、業者の方に、社長さんにお聞きしました。今回の議会で本巣市の住宅リフォーム制度の内容を詳しく御説明をさせていただいて御意見をちょうだいいたしました。要約すると4点だったと思います。

本巣市の住宅リフォームの件数が、対前年比、大幅にダウンしておるそうです。市民の皆様の不況のために、財布のひもが非常にかたいというお話でございました。実行される方は、多分お金に余裕のある方か、私みたいにリフォームを計画される方ぐらいではないだろうかということが一つ。

二つ目に、補助率、対象となる補助率が工事費用20万円以上で10%の補助、限度額10万円ということも御説明、御案内申し上げたら、この10%では材料等々が、今、大体2割上がっておるということです、2割。ですから10%の補助金をいただいても、この物価高で恐らく非常に難しいというようなことで、でき得ることであれば、この補助率をアップしてほしいということでありました。

三つ目は、制度については大変ありがたいと。しかし、時期が非常に悪いという等々のお話が返

ってまいりました。先ほど来、動議のところでは皆さんの議員の動向を見ておきますと、多分この議案については多くの方々の御賛同を得て可決するというふうに想定はいたしますけれども、私はこの予算が来年度3月締めてみたら、まだ金が足らんというような形になってほしいのと、もう一つ、一抹の不安があるのは、締めてみたら実は不用額がたくさん出たということにならないように希望をしながら、反対の討論とさせていただきます。以上。

○議長（道下和茂君）

ただいま原案に反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

後藤壽太郎君。

[「その前に済みません、議長その前に。よろしいですか」と呼ぶ者あり]

○議長（道下和茂君）

はい。

○6番（高田文一君）

討論やないんですが、今、発言の中で産業建設委員会の報告をされたように思いますが、委員会は委員長と副委員長しかいないはずですよ。それを議会運営委員長という名を引用して、今、報告されましたが、いかがなものかと。

[発言する者あり]

[「おれは取り上げるか、取り上げへんか聞きたいだけよ」と呼ぶ者あり]

[「議長もだから今考えとる」と呼ぶ者あり]

[「とりあえず暫時休憩して」と呼ぶ者あり]

[「議長、暫時休憩を」と呼ぶ者あり]

○議長（道下和茂君）

それでは暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長から申し上げます。

ただいま中村議員、31号の反対討論の中で、産業建設委員会の中で、後藤壽太郎議会運営委員長が出席をしておるといような発言がございました。こうした委員会は、後藤壽太郎議員は、産業建設委員として出席をいたしておりますので、そういう引用は余り好ましくないと議長は思いますので、注意をしておきます。

それでは、ただいま原案に反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは賛成討論をいたします。

本巢市の議員として、市民から付託を受けた議員として、市民のためになる施策であれば提案もしますし、また、執行部からの提案に賛成をしていきたいということを思っております。と申しますのは、先ほど申しましたように、市民の中でも待ち望んでみえる方もみえますし、また活性化のためには大変必要なことだということを思っております。そして、義援金を1円でも多く出そうと思ったときには、地域の活性化なくしてそういうことはできないということを思っておりますので、ぜひ施策を進めていただきますよう賛成をいたします。以上です。

○議長（道下和茂君）

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第31号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第5、発議第2号 外国資本による森林の買収問題に対する適切な対応を求める意見書についてを議題といたします。

発議第2号について、提出者に説明を求めます。

12番 若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

外国資本による森林の買収問題に対する適切な対応を求める意見書（案）。

日本国内において森林を外国人が買収した事例が判明し、地元住民からは、乱開発されると水源が危ないなど不安の声が上がっている。

こうした状況を受けて、我が本巢市は地域の86%に当たる面積3万2,262ヘクタールの森林を有し、根尾川源流を抱え、下流の生活水源であるとともに、農業用水の水源でもある。また、伊勢湾を中心とした漁業者へも大きな役割も担っている。岐阜県では、「森林・水資源保全対策研究会」を設置し、外国資本による森林売買に関する情報や実態の把握及び水資源の保全をめぐる諸問題に係る情報の収集や共有が行われているところである。

一方、我が国の森林法においては、1ヘクタールを超える森林を開発をする場合は都道府県知事

の許可が必要とされている。しかしながら、外国資本による森林などの土地取得に対する規制はなく、外国人や外国法人が日本人と同様に土地を所有できることとなっている。また、外国資本による森林などの土地売買を把握するための制度が存在しないため、その実態把握が困難な状況となっている。さらに、我が国では、森林などの保有状況を把握する統計が未整備であるため、森林などの土地の取得や利用に関するルールづくりのおくれが指摘されている。

近年、世界的な水需要の逼迫を背景に森林や水資源の争奪戦は世界規模で進行しており、今後も外国資本による森林の買収が拡大し続けた場合、無秩序な伐採による景観破壊、水源地である森林の乱開発による水質の悪化及び地下水くみ上げによる水資源の枯渇など、森林の適切な管理や水資源の保全に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

よって、我が国におかれては、外国資本による森林などの土地売買の実態を正確に把握するとともに、森林の適切な管理及び水資源の保全という観点から、森林などの土地の取得及び開発行為を規制するための法整備を早期に図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年6月30日、本巣市議会議長、提出先は列記されているとおりでございます。

以上でございます。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第2号 外国資本による森林の買収問題に対する適切な対応を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第6、発議第3号 東日本大震災からの復興にむけ国民共有のビジョンの早期提示等を求める意見書ついてを議題といたします。

発議第3号について、提出者に説明を求めます。

6番 高田文一君。

○6番（高田文一君）

それでは議長の命により、提案説明をさせていただきます。

発議第3号 東日本大震災からの復興にむけ国民共有のビジョンの早期提示等を求める意見書について。

東日本大震災からの復興にむけ国民共有のビジョンの早期提示等を求める意見書について、別紙のとおり発案いたします。

提案者、高田文一、以下9名の議員さんの賛成でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の東日本大震災につきましては、先ほど来もそれぞれ御意見の中で出ております。このことについては、各市町村の議会内容が新聞等で報告されておりますけれども、どこの議会でもこの防災、広く防災に関する質問が上がっているようでございます。黒田議員もおっしゃいましたように、本県議会におきましても、ほとんどの議員の皆様が一般質問の中で、この防災に関することを本当に心配をしながら、そして本県市はどのような防災を考え、あるいは一番大事なことは市民の皆さんの安全・安心を得るための防災活動を行う仕組みをどのように構築するのか等々の御意見がなされておって、議論があったところでございます。

県議会もきのうから一般質問が始まっておりまして、けさの新聞を見ますと、やはり防災の内容について、防災関係につきましてはの質問があるようでございます。

地震は本当に震度の大きさ、それに津波、何と言っても原子力発電の事故による、放射能物質を含んだ汚染水の処理が大問題になっておりまして、いまだに先が見えないと報道されております。特に、工程表なんか、たしか5月、6月と2回ほど改定をされたと発表されてはいますし、その汚染水の循環注水冷却という方法を取りながらも、これがぐるりと原発の周囲を約4キロぐらいを工程をしながら冷却する方法だというふうに報道しております。

そして、その間には御存じのように、薬剤の浄化装置、プラントというのが設けられているように報道されております。たしか4台ございましたか。真ん中二つがアメリカ製とフランス製、両側は国内製というような浄化装置が設置をされて、一刻も早い冷却を進めておるという報道をしていますが、その都度その都度トラブルが起きて、これが一向に進まない、これはますます被災を受けた皆さんはもちろんのことでございますけれども、国民の皆さんの大きな不安をますます増長しているところでございます。これはやはり国の大きな責任があるように思うのは、私だけではないかと思えます。

そのことによりますと、きのう、おとといと電力会社の株主総会が開かれておりまして、テレビでは一斉に内容を伝えております。いわゆる脱原発についての議論が相当深まっているというふうにも報道がされております。

世界には400の原発があるんだそうでございます。その400のうちのわずか4基が、これほど世界じゅうを不安に陥れたり、もちろん国民生活に大きく影響を与えてる、こんなことはいまだかつてないのではないのでしょうか。

御存じのように国内では54基がございまして、稼働しているのが約3分の1の19基というふうに聞いてます。他の原発につきましても、定期検査が終わってもなかなか地元、あるいは首長さんの理解が得られずに、延々とそのままの状態があるというふうにも報道されています。原発の安全性を取り直す議論には、本当に多くの場所、多くの人たち、多くの機関、そういうところで議論されております。このことは一刻も早く国が、まず復旧でございましょう、そして再生であるのかも知れませんが、やっぱり復興を最後に求めているのは、多くの国民の皆さんだと思いますし、先ほど来、議論がありますように、本巢市も多くの市民の皆様が、義援金なり支援物資なり心を持って届けておられます。議員の中でも現地に行かれたというふうにも聞いておりますけれども、本当に御苦労さまでございました。

そういうことで、あの状態を見てたら、私たち一人一人が何とかしてほしい、何とかするべきだ、それが一般質問でもありましたように、本巢市の場合は本巢市の防災、防災に関することをどう進めていくか、そういうことと、やはり市民の皆さんの安全・安心やら、財産を守ることをどうしていこうと、これは私らに課せられた大きな問題でもありますし、真剣に議論が重ねられているところは承知をしております。

いずれにしても、その多くの原発の問題が、国民の皆さんの不安をますます増長させておりますし、もう一つは、その財源について数日前に報道されておりましたが、復興財源ということで、この問題は次世代の人たちに先送りをするのではなくて、今いる世代全体で連帯しなければならないというふうに政府は発表し、税収の多い消費税を中心に増税をしたいというふうな発表がございました。

さらに、所得税の一定割合を上乗せをする定率増税、あるいは法人減税の打ち上げをしておりましたが、法人減税も延期をすとか、あるいは地方を含めた公務員の皆さんいらっしやいますけれども、公務員給与の削減も打ち出してあります。そして、なおなおマニフェストにございました子ども手当も見直していくというようなことを財源の中では言うておりますけれども、やはり財源を増税で賄うということには、やはり異論があり不満があるところでございます。

いずれにしても、お手元の資料にございますように、最後に三つのことを強く求めていきたいと思っておりますので、どうぞ御審議、御協力、御支援をお願いしたいと思います。

一つは、震災からの復興に向け、被災者の立場に立つ国民共有のビジョンを早期に示すこと。

二つ、国の責務として、原子力発電所事故の収束に向けた工程を明らかにし、着実に推進することとあわせ、持続可能な自然エネルギーの本格的導入、低エネルギー社会に向けて、国を挙げて取

り組むこと。

3、復興財源については、安易に増税を行うことなく、政策の再点検による財源捻出を優先させること。

以上を提案させていただきます。

送付先につきましては、次ページに書いたとおりでございます。どうぞ、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

提案者の人に一つお伺いをいたします。

文面の中の言葉の云々ということもあろうかと思うんですけれども、国民共有のビジョンというところが記載されていると思うんですけれども、この国民共有のビジョンとは何を示しておられておるのか、また、それなりの考えがあって述べられておるのかをお伺いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

いわゆるその国民も理解できる国の政策ですね、計画、どういうふうに進めるか、工程も含めまして、法律のことも含めまして、そういうことを早く提示をしてください。今、1番地元の方が困っておられますのは、やはり法律がなかなかできていない。阪神・淡路大震災では、早々に関係法律が成立をしたというふうに聞いています。いまだこの東日本大震災に関する法律については、いまだ成立がほど遠いというふうに報道されています。法律の問題であったり、あるいは支援の問題であったり、財源の問題であったり、そういうことを政策、いわゆる政策ですね、そういうことを共有したものを早く提示をしてくださいということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

それは国会の中で当然、今、審議されておられることだろうと思うんです。そういうことをあえてビジョンと言われたとするなら、それはそれで結構だと思っております。私はビジョンというのは、人間が持つておる心理的な一つのスローガンのようなふうを一つに掲げて、そして国民一丸となって、その旗印のもとにおいて物事をなしていくのかなというふうに感じましたので、あえてお

聞きをいたしました。

それから、文面の中において、そもそもという言葉が使ってあるかと思うんですが、原子力、国はどのこいうのという、このそもそもというところはなくてよかろうかと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

そもそもというのは、よろしいですか。

○2番（鐔本規之君）

いいです。

〔発言する者あり〕

○6番（高田文一君）

はい、わかりました。

〔発言する者あり〕

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ提案者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第3号 東日本大震災からの復興にむけ国民共有のビジョンの早期提示等を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をします。それでは、ここで10分間ほど休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後12時07分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6月21日の鏑本議員の市政一般に対する質問において、市のイベントについての発言の中に、議長、副議長、議会運営委員の名誉を傷つける発言があり、議員3名から本会議における不穏当発言の取り消しに関する申し入れを受けました。

議会運営委員会に協議をお願いしたところ、不穏当な発言があったとの結論が出されました。

これに基づき、鏑本議員に対して議会運営委員長と発言の取り消しを勧告しましたが、本人は取り消しの申し出をされませんでした。

再度、議会運営委員会に対応を協議願ったところ、地方自治法第129条及び会議規則第80条の規定に基づき、発言の取り消しを命ずるべきである旨の結論が出されました。

よって、鏑本議員に申し上げます。

市政一般に対する質問において、市のイベントについての発言の中に、議長、副議長、議会運営委員の名誉を傷つける発言があり、不穏当と認めますので、地方自治法第129条及び会議規則第80条の規定に基づき、発言の取り消しを命じます。

以上で本会議に提出されました案件は、すべて終了いたしました。

〔挙手する者あり〕

はい。

○2番（鏑本規之君）

2番 鏑本規之。

○議長（道下和茂君）

何ですか。

○2番（鏑本規之君）

今の議長の発言の中において、一身上の弁明をしたいと思いますので、発言の許可をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

不穏当発言に対する質疑、異議、弁明などは余り好ましくないので、議長としては許可をいたしません。

閉会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成23年第2回本巣市議会定例会を閉会いたします。

22日間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

午後0時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員